農林水産大臣　江藤　拓　様

全国知事会
ＣＳＦ対策プロジェクトチーム
チームリーダー　岐阜県知事　古田　肇

家畜伝染病予防法改正の主要論点について

平素より、全国知事会の活動に関しまして、御指導を賜り感謝申し上げます。

先般、貴省の「我が国の家畜防疫のあり方についての検討会」及び自由民主党の「家畜伝染病予防法改正に関する専門検討ＰＴ」において、家畜伝染病予防法の改正を含めた今後のＣＳＦ対策についての方向性がそれぞれ取りまとめられました。

つきましては、各都道府県の意見をもとに、別添のとおり、全国知事会としての意見を取りまとめました。

今後の法制化作業や対策の充実、改善に当たり、特段のご配慮を宜しくお願い申し上げます。

家畜伝染病予防法改正の主要論点

～農水省あり方検討会の取りまとめの課題点～

全国知事会ＣＳＦ対策プロジェクトチーム

１　飼養衛生管理の強化

（１）「国の関与の強化」について

○　「野生動物が家畜の伝染性疾患に感染していることが発見された場合」の対応が後手に回ることがないよう、「まん延防止」の定義を具体的に明示するとともに、発動要件、措置内容及び実施体制を予め整理し、ルール化すること。

○　農林水産大臣が都道府県知事に指示するまん延防止措置については、実施すべき措置の対象、時期、内容、方法等を具体的に示すとともに、必要な予算を確保すること。

○　飼養衛生管理基準の強化に当たっては、感染経路や発生原因の究明を踏まえて重要度を整理し、統一的に遵守すべき事項と推奨事項を整理すること。

○　「食品残さの飼料利用時の加熱基準等」については、エコフィードの取組みを農林水産省が推奨してきたこと、農家の経営に与える影響等に鑑み、基準強化にあたっては、猶予期間の設定や施設整備への支援などを講じること。

○　家畜防疫員や雇上げの民間獣医師において、まん延防止措置など国家防疫に関する業務が増大していることから、その人件費について国が財政負担を行うとともに、人材確保策の強化を図ること。

（２）「都道府県による飼養衛生管理基準の遵守に係る指導等」について

○　都道府県が作成する「飼養衛生管理の指導に係る計画」については、一定の水準を確保する必要があることから、国においてひな形を示すこと。また、農場の立地や周辺のウイルス浸潤状況など、地域の実状や発生段階のステージに応じたものとなるようにすること。

○　「飼養衛生管理基準の遵守を徹底させるための体制整備」の具体的な内容を明確にするとともに、財政措置を講じること。

（３）「家畜所有者による飼養衛生管理基準の遵守徹底」について

○　家畜所有者が実施すべき措置について、何をどのレベルまで行うか具体的な内容を明確に示すこと。

○　飼養衛生管理基準の強化にあたっては、一律にハイレベルな基準を適用するのではなく、農場の立地、周辺のウイルス浸潤状況、飼養規模など地域の実状や発生段階のステージに応じた推奨事項を設定するなど、生産者に過度の負担が生じないようにすること。

○　飼養衛生管理の厳格化を行う場合には、併せて、新たな基準に対応するための施設や資機材の整備、衛生管理責任者の育成等について十分な財政的支援を講じること。

２　ワクチン接種

○　野生動物を介したまん延を防止するための飼養豚へのワクチン接種については、具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化したうえで、まん延防止措置として法定受託事務に位置付けること。

○　法第６条及び第３１条によるワクチン接種の実施は、いずれも家畜防疫員に限定されているが、この体制での継続的な実施は困難であることから、飼養頭数など地域の実情に応じ、都道府県がワクチンの管理を行うもとで、指定獣医師による接種など、家畜防疫員の一定の管

理下での迅速な接種を可能とすること。

○　ワクチン接種のために臨時の家畜防疫員として任命する民間獣医師の報酬については、雇い上げ獣医師の手当てと同様、国が一定の費用負担を行うこと。

○　予防的ワクチンは、都道府県の意向を尊重し、隣接県にとどまらず更に周辺県など広域的に実施できるよう運用を見直すこと。

３　野生動物対策

（１）「野生動物対策の法定化」について

○　食品残さや捕獲いのししの不適正な処理などにより、野生いのししが感染しないためのバイオセキュリティ強化を図ること。

○　経口ワクチンの空中散布に当たっては、国が一定の条件の下で、対象地域を設定し、法的根拠をもって実施できるようにすること。

（２）「周辺農場に対する病原体拡散防止対策の強化」について

○　周辺農場に対する移動制限等について、根拠ある範囲設定の考え方を明確にすること。また、移動制限等の指示が行われる前の移動自粛に伴う経済的損失についても補償を制度化すること。

○　野生動物対策については、県境を越えた対策となるため、国が主導的に実施すること。また、環境省や厚生労働省など関係省庁の責務や市町村の役割についても明確にすること。

・　捕獲個体を焼却等により適切に処理できるよう、国が体制の整備を行うことを法に位置付けるとともに、財政措置を行うこと。

・　国が捕獲従事者や狩猟者に求めている消毒等に要する経費についても、十分な予算額を確保すること。

（３）「関連施設・事業者による病原体拡散防止対策の強化」について

○　関連施設･事業者の病原体拡散防止の強化については、対象の範囲、

遵守事項の内容を明確にするとともに、財政的支援を行うこと。また、平時からの消毒等の措置についても法に位置付けること。

○　関連事業者による病原体拡散防止の責務の明確化に併せ、発生時の移動制限等に伴う関連事業者の経済的損失についても補償を制度化すること。

４　予防的殺処分

○　予防的殺処分の実施にあたっては、将来の再開に向けた十分な補償、支援策を制度化すること。同様に、養豚産地として必要なと畜・流通の機能を維持・確保するため、関連事業者に対する激変緩和措置等の支援策を制度化すること。また、これらの内容を予め明示すること。

○　ＡＳＦを予防的殺処分の対象とした場合の発動基準について、野生いのししで感染が確認された場合にあっても、農場での発生と同様の考え方（対象範囲等）で発動するのか、慎重に検討すること。

○　野生いのししにウイルスが存在する状況にあって、やむなく廃業に至る生産者に対しては、廃業補償（施設機械の残存価値相当額、逸失利益、畜舎等の解体経費など）を国が負担すること。

○　予防的殺処分の法制化を先行する場合においては、予め実施の要件、補償内容等を示し、関係者の合意形成を図ること。また、法制化前のＡＳＦ発生に備え、緊急的な自衛的予防殺を行う場合においても、同様に対応すること。

５　輸出入検疫

○　家畜防疫官の権限強化や検疫探知犬の増頭にとどまらず、入国者の携帯品検査やＸ線検査も義務化するなど入国者の手荷物や国際郵便物等を確実にチェックするとともに、地方空港やクルーズ船等が寄港する港において検疫探知犬の大幅な増頭と常時配置を行い、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発できる体制を整備すること。

○　そもそも違法畜産物を持ってこさせないことを第一に、そのための対策を更に強化すること。

・　アナウンス効果を発揮するような罰則の更なる強化と厳格な適用

・　入国禁止措置など、他法令も含め、違法畜産物の持ち込みに対して抑止力の働く措置の強化

６　その他

○　防疫措置に伴う埋却地については、その準備に係る努力義務が都道府県の自治事務として位置付けられているが、ＣＳＦの発生が拡大している中、焼却場所やレンダリング場所も含め、その確保に係る国、都道府県、市町村の役割分担を明確にすること。

○　市町村の役割を明確化するとともに、応分の財政的支援を行うこと。